

船舶事故調査報告書

令和4年12月21日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

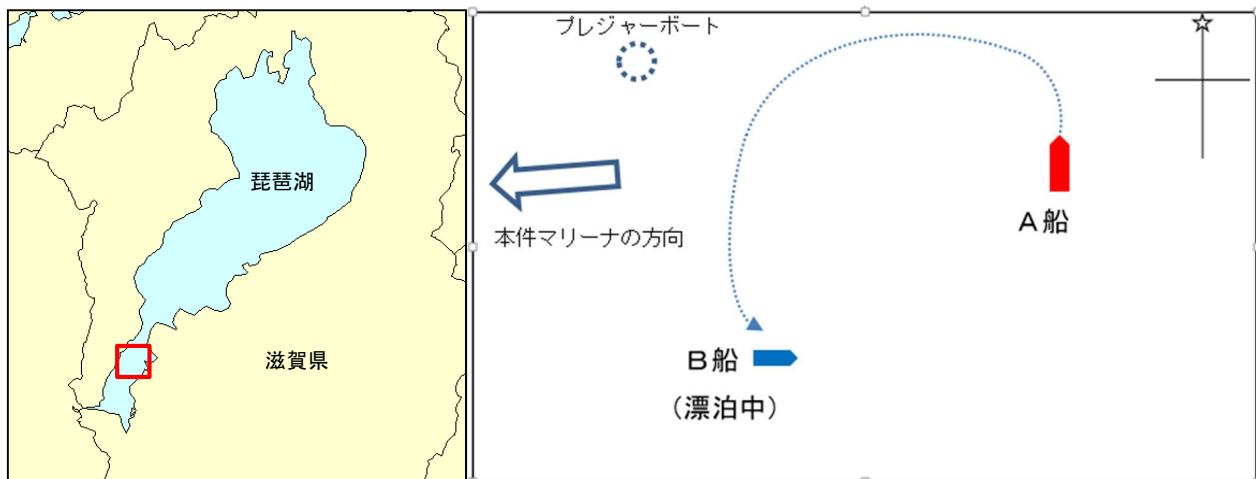
事故種類	衝突
発生日時	令和4年4月17日 11時30分ごろ
発生場所	滋賀県草津市烏丸半島北北西方沖（琵琶湖南部） <small>からすま</small> <small>おろしも</small> 下物村二等三角点から真方位358° 1,630m付近 （概位 北緯35°05.0′ 東経135°56.1）
事故の概要	プレジャーボートtoshi-0323は、航行中、また、プレジャーボートラプラス号は、船首を東方に向けて漂流中、両船が衝突した。 ラプラス号は、船長が負傷し、左舷中央部の破口等を生じ、また、toshi-0323は、船首部船底に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	令和4年4月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A プレジャーボート toshi-0323、5トン未満 231-17173 滋賀、個人所有 4.84m (Lr) × 2.06m × 0.76m、FRP ガソリン機関（船外機）、91.95kW、平成12年2月 B プレジャーボート ラプラス号、0.4トン 240-67279 愛知、個人所有 3.92m (Lr) × 1.82m × 0.67m、FRP ガソリン機関（船外機）、36.80kW、平成29年4月
乗組員等に関する情報	A 船長A 56歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成10年8月18日 免許証交付日 平成30年8月6日 （令和5年8月17日まで有効） B 船長B 57歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成11年7月30日 免許証交付日 令和元年10月9日 （令和7年2月8日まで有効）
死傷者等	A なし B 軽傷 1人（船長B）

<p>損傷</p>	<p>A 船首部船底に擦過傷 B 左舷中央部に破口、船首部甲板椅子の曲損、操縦席コンソールに破損等</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 1、視界 良好 水象：湖上 平穏</p>
<p>事故の経過</p>	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、ブラックバス釣り及び‘フットコントロールエレキというバッテリーで駆動する電動船外機’（以下「フットエレキ」という。）の調整等の目的で、令和4年4月17日08時00分ごろ滋賀県大津市所在のマリーナ（以下「本件マリーナ」という。）を出航し、草津市下物西南西方沖の釣り場に向かった。</p> <p>船長Aは、下物西南西方沖で釣り及びフットエレキの調整を終え、11時15分ごろ烏丸半島北北西方沖において、船首を北方に向けて漂泊し、‘GPSプロッター付き魚群探知機’（以下「GPS魚探」という。）の調整を行ったあと、本件マリーナへ帰航することとした。</p> <p>船長Aは、操縦席に腰を掛け、11時30分ごろ操舵ハンドルを左に回し、船首を本件マリーナの方に向け、フットペダルを踏み始めた時、左舷船首方にプレジャーボートを認めたので、避けようと更に同ペダルを踏み込みながら左旋回した際、船首方至近に漂泊中のB船を認めたが、どうすることもできず、A船の船首部がB船の左舷中央部に衝突し、B船を乗り越えた。</p> <p>船長Aは、A船をB船に横着けしてB船に移乗したあと、衝突の衝撃で落水した船長BをB船に引き揚げ、A船でB船を本件マリーナへえい航するとともに本件マリーナ担当者へ救急車の手配及び警察へ本事故発生の通報を依頼した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、ブラックバス釣りの目的で、06時00分ごろ草津市志那漁港を出港し、烏丸半島北北西方沖の釣り場へ向かった。</p> <p>船長Bは、約10～15mの距離を移動する際は、船首部に装備しているフットエレキのペダルを操作して操船に当たっていた。</p> <p>船長Bは、10時30分ごろ本事故発生場所付近に至り、周囲に約2～3隻の漂泊中のプレジャーボートを認め、約80mの距離をとり、フットエレキのペダルを操作して場所を変えながら釣りをを行い、11時15分ごろ船首を東方に向け、船首部甲板に設置している椅子にもたれかかる姿勢で、船首方を向いて釣りを行っていた。</p> <p>船長Bは、11時30分ごろ、左舷方から爆音が聞こえて見たところ、至近にA船を認め、気が付いた時には水中に投げ出されていた。</p> <p>船長Bは、着用していたチョッキ型の自動膨張式救命胴衣が膨らみ、水面に浮上した後、B船の右舷船尾部に^{つか}掴まり、船尾方から乗り</p>

	<p>込もうとしていたところ、B船に移乗してきた船長Aに引き揚げられた。</p> <p>船長Bは、本件マリーナへ到着後、救急車で病院に搬送され、胸部打撲及び左前腕裂傷と診断された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 A船、写真2 B船、写真3 B船の損傷状況 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長Aは、本事故当日、今年に入って2回目の出航であり、前回、昨シーズン末に購入したフットエレキの調子が悪く、フットエレキとGPS魚探の調整を行う予定であった。</p> <p>船長Aは、釣り場から本件マリーナに向けて帰航を開始する際、帰路である本件マリーナ方向は見ていたが、左舷後方は視野に入っていなかったと本事故後に思った。</p> <p>船長Aは、左旋回し始めて約5～6秒後、フットペダルを踏み込んでいる途中にB船に衝突したので、本事故当時の速力は、約20km/hの対地速力であったと本事故後に思った。</p> <p>船長Bは、釣り場を移動する際は、周囲の見張りをしっかりと行い、漂泊中のプレジャーボートを避けて航行していたものの、漂泊して船首部甲板で釣りを行っている時は、航行中の他船が漂泊中のB船を避けると思い、釣りに意識を集中していたので、見張りができなかったと本事故後に思った。</p> <p>船長Bは、左舷方至近にA船を認めた際、どうすることもできなかったが、もう少し前に接近する他船を認めていれば、フットエレキを使用して逃げることもできたかもしれないと本事故後に思った。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、烏丸半島北北西方沖において左に旋回しながら発進中、船長Aが、左舷船首方のプレジャーボートを避けようと更に左旋回を続けたことから、漂泊中のB船に気付くのが遅れ、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、発進前、帰路である本件マリーナの方向を見ていたことから、左舷後方で漂泊中のB船が視野に入っていなかったものと考えられる。</p> <p>B船は、烏丸半島北北西方沖において船首を東方に向けて漂泊中、船長Bが、釣りに意識を向け漂泊を続けていたことから、接近するA船に気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、漂泊して船首部甲板で釣りを行っている時は、航行中の他船が漂泊中のB船を避けてくれると思っていたことから、釣りに意識を向けていたものと考えられる。</p>

<p>原因</p>	<p>本事故は、烏丸半島北北西方沖において、A船が左に旋回しながら発進中、B船が船首を東方に向けて漂流中、船長Aが、発進前に帰路である本件マリーナの方向を見た際、左舷後方で漂流中のB船が視野に入っておらず、左舷船首方のプレジャーボートを避けようと更に左旋回を続け、また、船長Bが、航行中の他船が漂流中のB船を避けてくれると思い、釣りに意識を向け漂流を続けていたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、航行中、特定方向だけに意識を向けることなく、周囲を見渡すなどして常時適切な見張りを行うこと。 ・ 船長は、発進前に進行方向だけでなく、周囲を確認すること。 ・ 船長は、漂流中、他船が自船を避けて航行すると思わず、常時適切な見張りを行い、接近する他船に対し、必要に応じて機関を使用して移動するなど、衝突を避けるための措置を採ること。

付図1 事故発生経過概略図



国土地理院 地理院地図（電子国土web）使用

写真1 A船



写真2 B船



左舷中央部に破口

写真3 B船の損傷状況



操縦席コンソール破損

船首部甲板椅子の曲損